

職員の給与等に関する報告（意見）に当たって（談話）

〔平成24年10月18日
埼玉県人事委員会
委員長 金野俊男〕

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適切な給与を確保する機能を有するものです。

この制度は、職員に納得性のある給与水準を保障するとともに、労使関係の安定などを通じて、県行政の公正かつ能率的な運営に寄与するものであると考えます。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、月例給、特別給ともに、民間と均衡していることから、改定を行わないことといたしました。このほか、昇給・昇格制度など給与制度の諸課題についても、適切な対応をするよう報告いたしました。

また、平成25年度から公的年金の支給開始年齢が引き上げられることに対応し、再任用制度により雇用と年金の接続を図ることや再任用職員の職域を拡大していくことが必要であるなど、高齢期の雇用問題について報告をいたしました。

さらに、時間外勤務の徹底した管理と休暇の取得促進の取組によって総実勤務時間の縮減を図ることや、ワークライフバランスに資する制度の利活用を進めるため、職場環境の整備が求められていることなどについても報告いたしました。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、報告に述べた内容について、適切に対応してくださるようお願いいたします。

職員の皆さんには、今後も県民の公務に寄せる期待と負託に応えるため、全力を挙げてその職責を果たされることを強く望みます。

公務を取り巻く環境が厳しい中であっても、多くの職員が、自らその能力の向上に努め、公務員としての使命感と誇りを持ち、困難な業務に積極的に取り組んでいます。

県民の皆様におかれましては、こうした職員に対し、適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、御理解をいただきますようお願いいたします。